

2009年7月8日

「低炭素社会づくり推進基本法案」へのコメント

目標と実効性を欠く与党法案

気候ネットワーク代表 浅岡 美恵

昨日、与党は「低炭素社会づくり推進基本法案」を議員立法として衆議院に提出した。その内容は、現状の温暖化対策を大きく進展させることにつながるものはほとんどなく、実効性に欠ける。この法案では、低炭素社会の構築につながる地球温暖化対策、とりわけ日本の排出の3分の2を占める発電所・工場など大口排出源の対策強化になるとは考えにくく、失望を禁じ得ない。

自民党内で法案を検討していた当初は、中期目標の法定化や、法律施行後10年の「特別行動期間」の中の施策として、石炭火力発電所抑制、工場への排出基準の設定、キャップ&トレード方式の排出量取引制度の導入、排出量への課税（炭素税）、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、自動車燃費規制、有価証券報告書等を通じての排出情報の公開、代替フロンの生産規制、などが議論されたと伝えられ、それなりに意欲的な制度を目指すのではないかとの期待もないわけではなかった。

ところが、提出された法案は、気候変動の悪影響を最小限にするための先進国として果たすべき率先行動の一環として、日本が高い目標を掲げ、削減政策を緊急に導入すべきことなどには触れず、中期目標の数値も明記せず、「すべての主要な経済国が参加する衡平かつ実効的な国際的枠組み」を求めるなど、何のために温暖化対策を行うのかの前提から消極姿勢が目立つ。

「多様な国民の利益の増進への寄与」として「低炭素社会づくりは（中略）地球環境の保全と経済発展の両立を図りつつ、行わなければならない」と、旧公害対策基本法の「調和条項」（公害対策と経済成長の調和）を彷彿とさせる規定もある。

また、今後10年間の「特別行動期間」に掲げる施策関連では、石炭火発抑制、工場の排出基準導入、炭素税導入など2020年の排出削減に役立つ条文は削除され、目標や程度、具体施策を明記せずに単に普及・推進するという一般的・抽象的な条文に置き換えられた。

再生可能エネルギーについて、2020年に最終エネルギー消費の20%とすることを指すという方針が示されるが、ここに含まれる「空気中の熱」が、政府方針で示されるエアコン等のヒートポンプで大きくかさ上げするというものであれば、問題がある。

一方、これまで原発推進によって他の対策が先送りされ、現在の排出大幅増になっていることへの反省もなく、「原子力発電の推進」を再度掲げていることや、10年の「特別行動期間」の中に、技術の完成の目処もたない核燃料サイクルや高速増殖炉の「実用化を目指す」ことや、本来抑制すべき石炭火発について、未完成技術である「石炭ガス化複合発電、二酸

化炭素の回収及び貯留に係る技術の開発を促進する」ことを盛り込んでいるという問題も見られる。

今求められているのは、このように、実現が定かではないものに国費を費やすのではなく、省エネや再生可能エネルギー普及などの明日からでも始められる対策を確実に実施し、2020年にも大幅削減を実現する制度である。共有すべき前提を欠き、視点がずれていると言わざるをえない。

昨年の洞爺湖サミットを機会に各党は温暖化政策に関する見解を競って発表し、野党は中期目標25～30%（90年比）の法定化、大口排出源へのキャップ&トレード型排出量取引制度の導入、炭素税の導入、再生可能エネルギー普及政策・再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度の導入などで足並みをそろえ、民主党はこれらを内容とした法案を既に4月に国会に提出している。これらと比較して与党法案は、目標でも実効性の面でも大きく立ち遅れている。

今後国会で、地球温暖化の進行をいかに最小限に留め、日本の排出削減を具体的に進めるためにどの制度が有効かの観点で（温暖化防止を度外視して特定の企業・業界に得か損かではなく）ガラス張りの議論をする必要がある。

そして、京都議定書の次期目標に合意予定のCOP15（気候変動枠組条約第15回締約国会議。今年12月にコペンハーゲンで開催）前に、危険な気候変動の防止のために産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えること前提に、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の科学者の求める「先進国が温室効果ガスを90年比25～40%削減」に応える国内の大幅削減の法的担保を得ることを求める。また、COP15では国内削減の裏付けのもとに大幅削減目標を示し、世界及び先進国の大幅削減の2013年以降の枠組みの合意に貢献すべきである。

【お問合せ先】

特定非営利活動法人気候ネットワーク

（東京事務所）

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2F

TEL 03-3263-9210、FAX 03-3263-9463 E-Mail : tokyo@kiconet.org

URL : <http://www.kiconet.org/>

（京都事務所）

〒604-8124 京都市中京区高倉通り四条上る高倉ビル305

TEL 075-254-1011 FAX 075-254-1012 E-Mail :

kyoto@kiconet.org